

**発達障がい診療人材育成事業
長野県発達障がい診療医・専門医育成カリキュラム**

平成 30 年（2018 年）4 月 25 日

信州大学医学部子どものこころの発達医学教室

I. 目的

発達障がいや虐待被害後の心的トラウマなど、子どものこころの問題が深刻な社会問題となっています。なかでも知的障がいを含む発達障がい等により診療の対象となる子どもは、全児童の約 1 割を占めると想定されます。一方で、これらを専門的に診療できる医師は全国的に不足しており、医療機関の受入体制のさらなる強化が求められています。

長野県では、発達障がいの診療を全県で格差なく受けられるような地域の体制整備を行うとともに、教育・福祉・保健等の関係機関と連携したネットワークを構築することを目的として、平成 30 年度より「発達障がい診療人材育成事業」を開始します。その主要なプログラムが、信州大学医学部子どものこころの発達医学教室を拠点として行う本カリキュラムです。

II. 長野県における発達障がい診療体制と医師の役割

本事業では、発達障がいの診療を行う医師を以下のように分類します。すなわち、診療科を問わず発達障がいの人たちの様々な医療に対応する「長野県発達障がいかかりつけ医」（平成 27～29 年に実施した「長野県発達障がい診療医研修」受講者はこれに相当）、発達障がいの診断、アセスメント、診断書等作成、地域の関連機関と連携して行う支援会議への参加などを行う「長野県発達障がい診療医」、発達障がいの診療に習熟し（子どものこころ専門医機構の専門医取得またはそれに相当するレベル）、圏域の基幹医療機関等で困難事例の診療や関連機関へのスーパービジョンを行う「長野県発達障がい専門医」、これらの医師の育成およびスーパービジョンを行う「長野県発達障がい指導医」です。本カリキュラムでは、このうち「長野県発達障がい診療医」および「長野県発達障がい専門医」の育成を担います。

分類	拠点	役割	育成
長野県 発達障がい 指導医	子どもの心の診療ネットワーク事業拠点病院 ・信州大学医学部附属病院 ・県立こども病院 ・県立こころの医療センター駒ヶ根	・入院治療など困難事例への総合的対応 ・診療医、専門医へのスーパービジョン ・コメディカルへの OJT や研修会実施による人材育成	/
長野県 発達障がい 専門医	連携病院 (圏域基幹病院等)	発達障がいの二次医療 ・困難事例の診療 ・関連機関へのスーパービジョン	5 年で 5 名程度育成
長野県 発達障がい 診療医	協力病院 協力診療所	発達障がいの一次医療 ・診断とアセスメント ・診断書等作成 ・療育への助言 ・教育、福祉等との連携	5 年で 25～30 名程度育成（年 5～7 名）
長野県 発達障がい かかりつけ医	全科病院・診療所	一般的な診療 ・早期発見と紹介 ・様々な医療の提供	長野県発達障がいかかりつけ医研修 (年 1 回開催。1 回 50～80 名)

Ⅲ. 本カリキュラムの対象

診療医：小児科医，精神科医。定員 10 名／年 【5 年で 25 名を目標】

専門医：5 年以上の小児科または精神科の臨床経験のある医師。定員なし 【5 年で 5 名を目標】

Ⅳ. 到達目標

診療医は，子どもの正常発達とその異常についての知識を有し，発達障がい等の診断と一通りのアセスメント，家族力動の評価，関連機関との連携ができるようになることを目標とします。

専門医は，激しい行動の問題の見られる事例や養育環境に問題のある事例などの困難事例に対応ができること，関連機関やコメディカルへのスーパービジョンができること，圏域の発達障がい体制づくりの中核的なメンバーとしてリーダーシップを発揮できるようになることを目標とします。

Ⅴ. カリキュラムの概要

診療医は①～④を，専門医は①～⑤を修了することをもって認定されます。

- ① 講義の受講：12 回全て（ビデオによる履修も可）

発達障がいの診療に必要な基本的な知識を習得します。

- ② 指導医の外来診療への陪席：10 回（半日（180 分）単位）

OJT 形式で問診，所見のとり方，検査，ケース・フォーミュレーション，薬物療法，精神療法，関連職種とのカンファレンスの進め方等を習得します。

- ③ 事例検討会での症例提示：1 例以上

指導医が出席する各種事例検討会に症例を提示してスーパービジョンを受け，包括的・多角的に症例を見る視点を獲得します。

- ④ 診療のスーパービジョン：幼児 1 例，小学生 1 例，中学生 1 例

初診から 3 ヶ月以上主治医として外来診療した症例について，1 例につき少なくとも 2 回の指導医のスーパービジョンを受け，所定の様式のレポートにまとめます。

- ⑤ 臨床経験：発達障がいの初診 50 例以上または発達障がいの入院治療 5 例以上

子どもの心の診療ネットワーク事業拠点病院または専門医のいる連携病院に常勤として 1 年以上勤務し，指導医または専門医のスーパービジョンのもとで臨床経験を積みます。

	育成プログラム					
	項目	① 講義	② 陪席	③ 症例提示	④ スーパービジョン	⑤ 臨床経験
	内容	90 分×12 回	180 分×10 回	1 症例以上	幼児，小学生，中学生を各 1 症例	小児科または精神科 5 年以上 初診 50 例以上または入院治療 5 例以上
診療医		○	○	○	○	—
専門医		○	○	○	○	○

VI. 開始時の移行措置

以下の条件を満たし認定を希望する医師に対しては、診療医または専門医の認定を行うこととします。

診療医：平成30年4月時点ですでに②，③，④に相当する経験を部分的に積んでいる場合、指導医との相談によって不足分を算出し、不足分の修了と①の履修をもって診療医と認定します。

専門医：日本児童青年精神医学会，日本小児精神神経学会，日本小児心身医学会のいずれかの認定医または子どものこころ専門医機構の専門医を取得している医師は、長野県発達障がい専門医と認定します。

また、平成30年4月時点で5年以上の小児科または精神科の臨床経験があり、これまでに発達障がいの初診100例以上または発達障がいの入院治療10例以上の経験を有する医師は、上記①，③，④を行うことをもって専門医と認定します。なお，③の症例提示については，平成29年度以前に長野県発達障がい者支援対策協議会診療体制部会が主催した各種事例検討会での講演または症例提示を行っている場合，それを1例とすることも可能です。

VII. カリキュラム内容

① 講義（90分×12回）：平成30年4月25日開講。毎月第4水曜日18時～19時30分

信州大学医学部附属病院研修室等で行います。ビデオによる履修も可能です。ビデオ受講の場合は視聴後にテストを受けていただきます。

日	テーマ	講師
4月25日	子どもの行動観察と問診	本田秀夫
5月23日	チーム医療, 地域の関連機関との連携	本田秀夫
6月27日	自閉スペクトラム症	本田秀夫
7月25日	ADHD, 限局性学習症	篠山大明
8月22日	思春期の精神医学的問題	公家里依
9月26日	心理評価, 評価尺度	日戸由刈 (相模女子大学)
10月24日	愛着障害	上鹿渡和宏 (長野大学)
11月28日	心理社会的治療	公家里依
12月26日	早期支援	福岡寿 (北信圏域障害者生活支援センター)
1月23日	特別支援教育と合理的配慮	宮内かつら (松本養護学校)
2月27日	薬物治療	篠山大明
3月27日	家族の精神医学的評価と家族療法	本田秀夫

その他，希望者に対して関連施設（児童相談所，松本あさひ学園等）の見学実習を行います（適宜）。

② 指導医の外来診療への陪席（180分×10回）

指導医の初診または再診に10回陪席します。この場合、同じ指導医の陪席10回でも、複数の指導医の陪席の合計10回でも可とします。

平成30年度の指導医は、以下の通りです。陪席については、各病院との調整が終わり次第開始したいと思います。

なお、圏域によるアクセス条件の不均衡を緩和するために、各圏域の研修基幹病院で指導医またはそれに準ずる信州大学教員の外来陪席ができるよう調整する予定です。

本田秀夫	信州大学
稲葉雄二	長野県立こども病院
原田 謙	長野県立こころの医療センター駒ヶ根
青沼架佐賜	長野市民病院

③ 事例検討会での症例提示

平成30年度に指導医が出席する予定の事例検討会には、以下のようなものがあり、これらの機会に症例提示を行います。

- ・ 長野県発達障がい者支援対策協議会診療体制部会主催の「発達障がい診療医研修（発達障がいわかりつけ医研修）」および各圏域の「発達障害診療地域連絡会」の事例検討
- ・ 各圏域で開催予定の関連職種（医師、発達障がいサポートマネージャー、療育コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、保健師等）のカンファレンス
- ・ 信州大学医学部附属病院で月1回行っている小児科・子どものこころ診療部合同カンファレンス

④ スーパービジョン

初診から3ヶ月以上主治医として外来診療した3症例（幼児、小学生、中学生各1症例）について、1例につき少なくとも2回の指導医のスーパービジョンを受け、所定の様式でレポートを提出します。